

令和8年度第3回印西市子ども・子育て会議（書面開催）の意見集計結果について

議 題 名	全天候型こどもの遊び場の設置及び管理に関する条例の制定について
承認の有無について	承認12人により承認。

提出された意見等について

問	項目	意見等の概要	回 答
1	条例（案）の概要資料	市長公約実現のうち「インクルーシブ公園の整備」に該当との記載があります。その方針に賛同しますが、資料では、障がいのある児童も楽しめる設備・遊具の設置がなされるのか、読み取ることができず、目的や効果でもあまり強調されていないように思いました。条文は案のままで良いですが、実際のところ、エリアの一部であったとしても、あらゆる児童がともに遊び、活動する空間になることを期待します。	設備・遊具に関しましては著作権等により現在公表できない関係から、資料等で読み取り難い状況となっております。公表が可能となりましたら、HP等にわかりやすく表記したいと考えております。
2	指定管理者による管理（条例第5条）	実際の現場を担うスタッフの方の資格の有無（保育士等）などどんな方が就くのか。決まりを設ける予定はあるのでしょうか。	スタッフについては、保育士資格・幼稚園教諭免許・小学校教諭免許・看護師などの有資格者のほか、こどもに関わる業務に携わった経験を有するものを配置することが望ましいと考えております。そのため、指定管理者の募集の際にその旨を記載する予定です。
3	開館時間（条例第13条）	開館時間について。「10時～20時」となっておりますが、未就学児とその保護者の利用を主とするのであれば、20時までの開館は長いと感じます。未就学児の生活リズムを考えると、夕方以降の利用は限定的であり、たとえ未就学児の利用があった場合でも、ケガ等にリスクは高まると時間帯であると思えます。小学生も含む場合でも生活リズムを考えますと20時まで利用することは考えにくいのではないのでしょうか。	実運用にあたっては、保護者の付き添いやこどもたちの生活リズム等を踏まえると、19時頃の閉館を想定しておりますが、今回のこどもの遊び場は商業施設内に設置する観点から、将来的な利用ニーズの変化や特別なイベント等を想定した際に、柔軟な対応を可能とするため、条例上は少し余裕をもたせた開館時間を設定しております。
4		10時開館は少し遅いように感じました。8時半または9時開館が望ましいのではと感じましたが、クール制で尚且つイオン側の営業時間もあるかと思えますので、あくまでも意見として記載いたします。	現行では、イオンモールの営業時間に合わせた形で開館時間を設定しております。実際に運営を開始して、利用状況等に応じて今後検討させていただければと思います。
5	利用できる者の範囲（条例第15条）	18歳以上の大人の同伴が必要という点について、保育園等の悪天候時の代替活動場所としての利用が想定される旨の記載があります。この場合、同伴するのは保護者ではなく、保育園等の職員になるのかと思えます。また、例えば、友人関係のこども5人が利用し、同伴する大人はそのうち1人の親のみ、という場合も想定され、「18歳以上の大人」は親族に限らないということだと思います。他自治体の同様の条例をみると、「児童の保護者又は同伴者」「保護者その他の付添人」という表記がみられますが、本条例において、「保護者等」とは誰を指すのか、分かりやすく説明する必要があると思いました。	保育園等の団体が利用する場合は、同伴者として職員を想定しております。一般利用につきましては、こどもの安全管理や事故等の責任を保護者自身で担っていたことを前提としているため、保護者等の同伴を必須にしている目的がございます。そのため、保護者等とはこどもの責任を取れる方を想定していることから、疑義等が生じないように、わかりやすい表記にしたいと考えております。
6		スタート時点では、全員が保護者等同伴が良いと思いますが、例えば、小学校高学年児童も保護者等同伴が必須なのか、実際の利用状況や利用者の声を聴いて、適時判断する必要があると考えます。この条件の変更は、スタッフの配置要件にも影響する可能性があるため、指定管理者更新時の検討が適しているように思います。	こどもの安全管理（施設内に限らず、同商業施設内での火災や地震等の不測事態を含む）を保護者が担う前提のスタッフ配置を想定していることから、小学校高学年の児童においても保護者等の同伴を必須としております。実際に運営を開始して、利用状況等に応じて適宜判断したいと考えております。
7		利用対象が「0歳～12歳」とされており、未就学児と小学生が同一空間で利用する想定となっている点について、安全面での配慮が必要と感じます。発達段階や遊び方の違いから、同じ空間での利用は衝突や事故のリスクが高まる可能性があります。小学生との混在は保護者にとって不安要素となり得ます。そのため、時間帯による利用区分など、安心して利用できる環境づくりについて、条例または運用の中で明確に検討していただきたいと思えます。	本施設では、年齢別のゾーン区分を設け、未就学児向け・小学生向けなど、それぞれの年齢や発達段階に応じた遊び場を整備いたします。これにより、年齢や発達差による衝突リスクを減らし、安心してご利用いただけるよう配慮いたします。利用する際にはこどもの安全管理を保護者が担うことを前提とした考えの元、保護者同伴を必須としております。引き続き、こどもの安全確保を第一に考えた運用を検討いたします。

8		12歳以上のこどもが活動できる場所もあって もいいのではないかと思います。今回の議 題とは逸れると思いますので、あくまでも意 見として記載いたします。	12歳以上のこどもの活動につきましては、静 かな環境で長時間、自分のペースで学習・創 作・交流を行うニーズが強いことから、幼児 ～小学生向けの施設に併設するのではなく、 別拠点で対応することが望ましいと判断し、 利用できる者の範囲から除いております。
9		同伴が必須な理由について、『遊びを通じて 親子のコミュニケーションや親同士のコミュ ニケーションを図る』とあります。とても大 事な部分だと感じます。 最近ではイオンなどの遊べるスペースでも、あ る程度一人で遊べる年齢のお子さんの同伴者 がスマホを見ていてこどもを見ず、他の子と トラブルになっている光景を目にします。 運営側が見かけた時に注意するのも難しいと 思いますので、皆さんが安全に利用できるよ う事前に受付時に伝えたり、注意喚起の張り 紙をするなどの工夫がされたらいいかと思 いました。	ご指摘の通り、保護者同伴の必須要件といた しましては、こどもの安全や、親子・保護者 同士のコミュニケーション促進を目的として おります。 運営側としても、保護者の皆さまに「こども から目を離さず、共に遊びに参加していただ くこと」をご理解いただく仕組みが重要であ ると考えております。受付時の口頭のご案内 や、場内での注意喚起掲示などを行い、利 用前にルールを明確にお伝えすることで、す べての方が安心して安全にご利用いただける 環境づくりに努めてまいります。
10	利用区分及び利用料金 (条例第16条)	混雑状況等により時間区分の変更やフリー利 用も可能にするというのは良いと思うので すが、これを「市長判断」により実施という点 が、どういう流れになるのかイメージしにく かったです。混雑状況は日々変動するため、 指定管理者が随時判断・決定できると良いの では、と思いましたが、市長判断というの は、日々の状況に対する判断ではなく、大枠 で柔軟運用の発動を決定するというもので しょうか。また、開館時間のような「市長承 認」ではなく、「市長判断」とするのは何ら かの理由があるのか、という点が気になりま した。この点について、利用の利便性・柔軟 性が高まるフローにより、実施されることを 期待します。	利用区分や利用料金につきましては、条例で 定める必要があり、条例内容を指定管理者が 随時判断・決定させる点は難しいところでご ざいます。 今回のこどもの遊び場につきましては、新施 設の整備・運営のため、実際に運営を開始し た後に、想定していた運営と隔たりが生じる 可能性があります。その都度、条例の改正を 必要とした場合、運営内容の変更までに時間 を要することとなりますので、市長判断によ り柔軟に対応できる形としております。本条 例の趣旨といたしましては、日々の状況に対 する判断ではなく、実際に運営を開始した 後、指定管理者の業務報告等により利用状況 を分析したうえで、必要に応じて大枠を変更 するようなイメージになります。 実際の運営状況に応じて判断することを想定 しているため、「市長判断」と表記しており ますが、語彙につきましては精査いたしま す。 また、より柔軟に対応するため、規則にて定 めることも検討してまいります。
11		市内の方はこどもと親がそれぞれ上限500円 となり、計1,000円になるので、なるべく料 金が抑えられると多くの人が定期的に利用し やすいのではないかと思います。	利用料金については、施設の老朽化や物価高 騰、人口減による利用人数の減少等、将来的 な運営コストを考慮したうえで、上限額とし て設定しております。実際の利用料金につ きましては近隣市町村の状況等を踏まえ精査 いたします。
12		市外2,000円以内という点について、例えば 印西市内に在住の祖父母の家に印西市外から こどもが遊びに来て祖父母と一緒に利用する 場合などはどのような扱いになるでしょう か。 3世代で利用する場合、市外在住だと値段が 高い、となると少し足が遠のく気がしまし た。	利用方法につきましては事前予約制による事 前決済を想定しております。親族が市内在住 の場合、その方が家族分を予約した場合は市 内料金を適用することも検討しております。
13	利用料金 (条例第21条)	祖父母が市内在住、孫が市外在住の場合、 2,500円が上限になるのでしょうか、自身の 感覚だと高いという印象です。実際の指定管 理者の料金設定で、親族が市内在住の場合の 料金設定があると良いと思います。	具体的な運用方法に関しましては条例とは別 にわかりやすい形で周知したいと考えており ます。
14		保育園等の悪天候時の代替活動場所とする場 合の料金について、利用児童の世帯から保育 園等が徴収することになるのでしょうか。そ の場合、世帯の経済状況が異なるなかで、過 度の負担にならないようにする必要があり と思います。また、引率・同伴する職員につ いて、市内在勤ではあるものの在住ではない可 能性の場合、どのような扱いになるのか気 になりました。費用面の負担で何らかの配慮が 必要と感じました。	保育園等の施設が利用した場合、利用料金を 徴収するののか、施設の経費等で対応するの かは各施設判断になります。 市といたしましては、過度の負担にならない よう市内料金を低額にて設定したいと考 えております。 引率・同伴する職員につきましては、市内料 金による利用を想定しておりますが、その点 に関しましては今後わかりやすく周知したい と考えております。

15	<p>利用料金の減免 (条例第22条)</p>	<p>減免対象の「その保護者等1名」が独立項目となっており、「障害者手帳所持者」のみにかかるのか、「0歳児」も含むのか分かりにくかったのですが、実際の条例では誤解のないように表現されるものと思います。また、保護者等が障害者手帳を所持している場合も減免対象ということで良いのでしょうか。資料からは、「保護者等も子どもも、手帳所持者は減免。子どもが手帳所持の場合、保護者等も減免。保護者等が手帳所持の場合、子どもは非減免」と理解しました。介助者に相当する方を減免対象にする、ということで、整合性はあり問題ないかと思いますが、利用説明資料等で分かりやすい表記が必要と感じました。</p>	<p>減免対象は利用対象者（子ども）が手帳所持者の場合となり、保護者等のみが手帳保持者の場合は減免対象とはならない想定です。誤解のないように条例の整理及びわかりやすい周知を行いたいと考えております。</p>
16		<p>多子世帯への利用料支援（第三子以降など減免）があっても良いかと思いましたが、運用上、挙証書類の持参と確認が難しいだろうとも考えます。全体に言えることですが、今後の運営のなかで、利用者の声を聴き、適時、制度の改善を図っていただけたらと思います。</p>	<p>現行では、運営上難しい点ではございますが、今後の制度改善の参考といたします。</p>